

## 不良債権問題の現状（3）

### <要旨>

全国銀行は92年度からの累積で80兆円を越える不良債権の損失処理を行ったが、不良債権の増加に歯止めがかからず、残高は2002年3月末には前年を約10兆円も上回る40兆円強にまで膨らんでいる。処理を行っても不良債権残高が一向に減らないのは、処理額を上回るペースで新規の発生が続いているためである。

2002年3月末に残高が急増したのは、金融庁による特別検査で資産査定が厳格化されたことが一因である。特別検査の対象は主要行のうち検査対象企業のメインバンクに限定されたが、金融庁はその厳しい査定を全ての銀行に反映させる方針である。今後そうした状況が浸透してくると、全体として不良債権残高はさらに拡大するであろう。また、増加した不良債権の中身を見ると、追加損失の発生するリスクのある債権の増加幅の方が大きいなど、質も悪化している。銀行の収益状況を見ると、不良債権処理損失額が業務純益を上回る状況が続いているうえ、株安による含み損の発生もあり、一段と厳しさを増している。今後については既存の不良債権の処理に限れば、追加損失額はそれほど膨らまない。しかし、特別検査並みの厳しい査定がすべての銀行に拡大し、不良債権の新規発生にもブレーキがかからない場合には、追加損失が業務純益の範囲内では賄い切れない事態も予想される。

このように不良債権が量・質ともに悪化し、銀行の経営環境が厳しさを増している状況において、不良債権の処理速度を加速させるべきとの意見がにわかに強まり、政府は10月中にも不良債権の抜本処理のために、公的資金の投入を含んだ「緊急対応戦略」を打ち出す方針を固めている。

以上の現状を踏まえて、今後発表される「緊急対応戦略」における方針について、望ましいと考えられる姿をまとめた。すなわち、不良債権の査定と引当は適正に行い、その基準は平等に適用されるべきである、不良債権の残高を一気になくすのではなく、まずその膨張を防ぐべきである、不良債権処理は金融システム不安の回避を目的として進めるべきである、デフレ圧力を拡大させないためにも、企業の淘汰を不良債権処理の目的にしてはならない、公的資本の注入は、必要な場合に、必要な銀行に限って行なうべきである、の5点である。これらの提言に共通する考え方は、不良債権問題の解決はわが国にとって避けては通れない課題であるのは事実であるが、処理を急ぐあまりその手段や本来の目的を間違えて、デフレを加速させてはならないという点である。



### 【照会先】

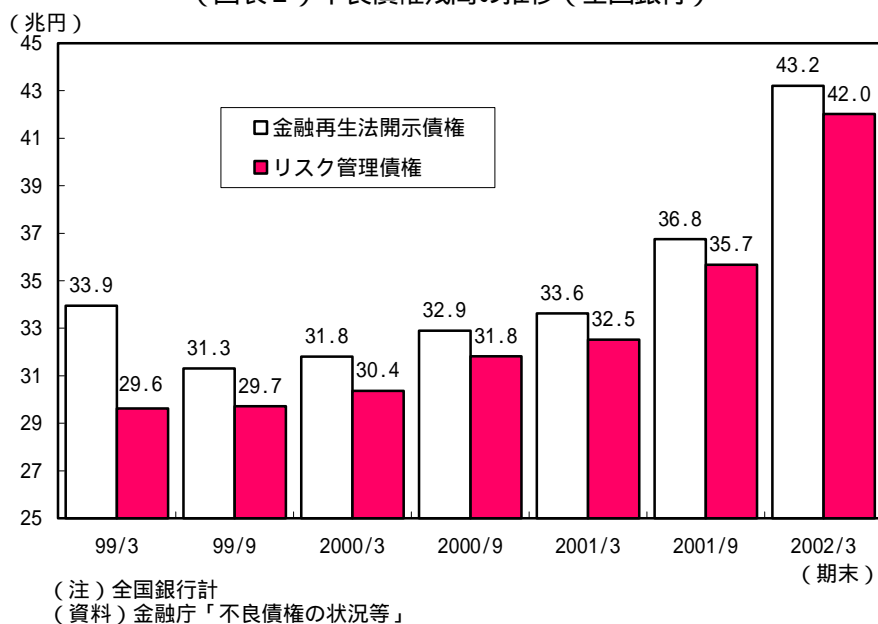
調査部(東京) 小林真一郎 (E-Mail: skoba@ufji.co.jp)

本レポートに掲載された意見・予測等は資料作成時点の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。また、本稿における意見等は、全て筆者の個人的な見解によるものであり、UFJ総合研究所およびUFJグループの公式見解ではありません。



一般に不良債権という場合、金融再生法開示基準やリスク管理債権における債権区分によって算出された金額を指している。金融再生法開示基準による不良債権（以下金融再生法開示債権） リスク管理債権ともに増加傾向が続いており、2002年3月末には全国銀行（都銀、長信銀、信託、地銀、第2地銀）で40兆円を超えた（図表2）。

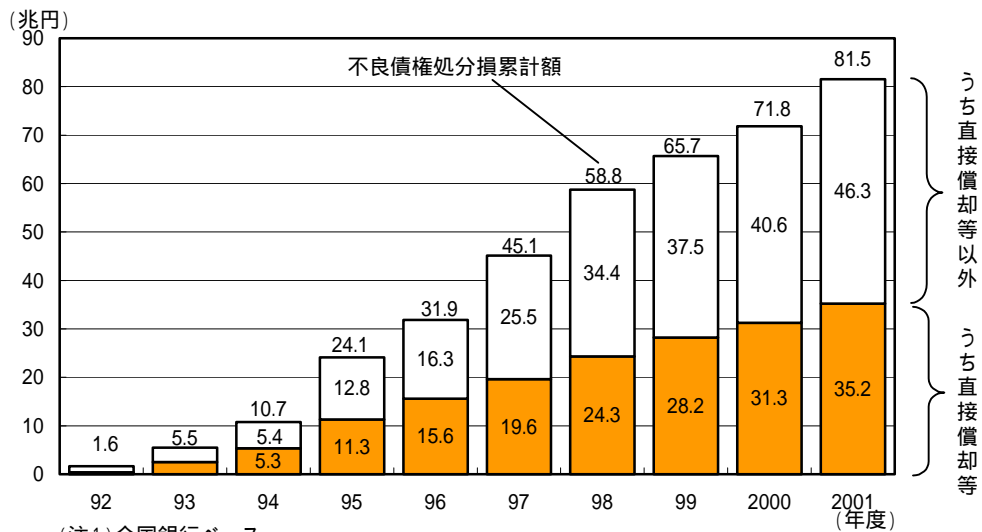
（図表2）不良債権残高の推移（全国銀行）



最近では、本来は公表の対象ではない自己査定基準に基づくさまざまな不良債権の数字も議論されるようになっている。例えば、図表1における破綻懸念先以下の債権は、債務者区分に基づく債権の分類方法によるもので、全国銀行で26.7兆円存在する。金融庁からオフバランス化（最終処理）が具体的に要請されている債権であり、不良債権を抜本的に処理するといった場合は、この金額をゼロに近づけるということの意味している。なお、この破綻懸念先以下の債権は、金融再生法開示債権の分類における破綻更生債権及びこれらに準ずる債権と危険債権の合計と等しい。図表1の問題先債権は、同じく債務者区分に基づく債権の分類方法によるもので、借入金の返済状況や財務内容に何らかの問題のある債務者に対する債権額の合計値にあたり、全国銀行で106.9兆円にのぼる。分類債権は、担保の有無といった債権の中身による分類方法によるもので、債権の保全に懸念のない分類を除いた～分類（数字が大きくなるほど債権の安全度が低くなる）に区分される債権の合計である（全国銀行で71.1兆円存在）。

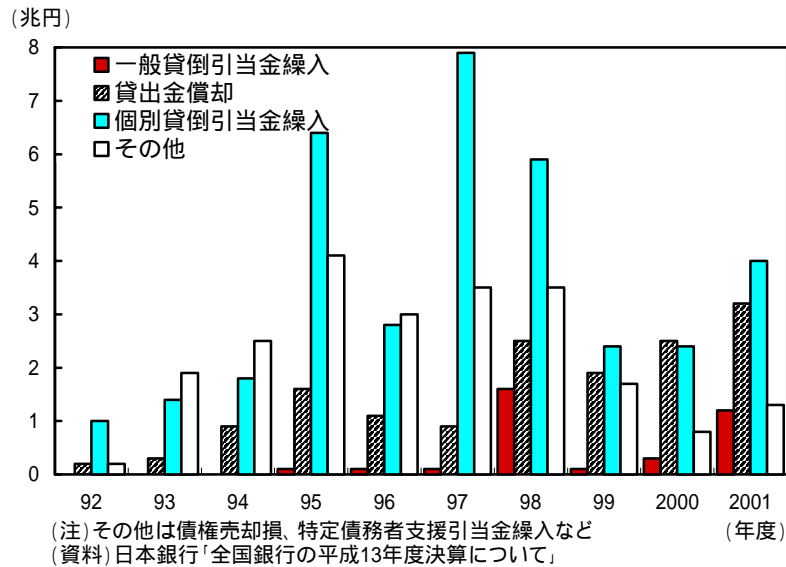
不良債権の残高増加に伴って処理損失額も増加が続いており、累計額（92年度以降）は80兆円を突破した（図表3）。不良債権の処理の内訳をみると、個別貸倒引当金への繰入が最も大きなシェアを占めているが、最近では貸出金償却のシェアが拡大している（図表4）。不良債権の最終処理の要請が高まっていることもあり、引当金の積み増しで将来の損失に備えるだけでなく、不良債権を積極的にオフバランス化していることが伺える。

(図表3) 不良債権処分損の推移 (全国銀行)



(注1) 全国銀行ベース  
 (注2) 直接償却等は貸出金償却、共同債権買取機構への売却損、支援損など。直接償却等以外とは、貸倒引当金繰入額など  
 (資料) 金融庁「不良債権の状況等」

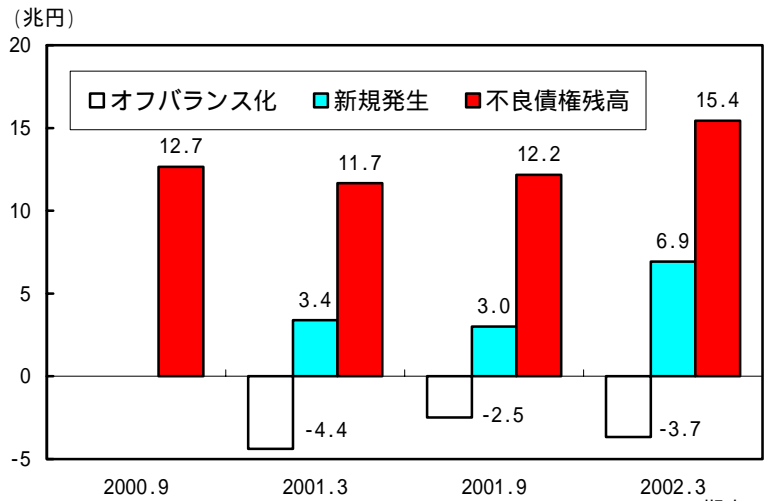
(図表4) 不良債権処理額の内訳 (全国銀行)



(注) その他は債権売却損、特定債務者支援引当金繰入など  
 (資料) 日本銀行「全国銀行の平成13年度決算について」

これだけの不良債権の処分損を計上したにもかかわらず不良債権残高が減少しないのは、最終処理（オフバランス化）を進めるものの、そのペースを上回って新規の不良債権が増加しているためである。主要行（2002年3月末時点での都銀、長信銀、信託の主要13行）では2001年度下期に3.7兆円の最終処理を行ったが、不良債権のうち最終処理の対象となる破綻懸念先以下の債権（金融再生法開示債権では破産更生等債権と危険債権の合計）の新規発生額が6.9兆円と急増し、残高は半年で3.2兆円増加した（図表5）。

(図表5) オフバランス化実績と新規発生額(主要行)

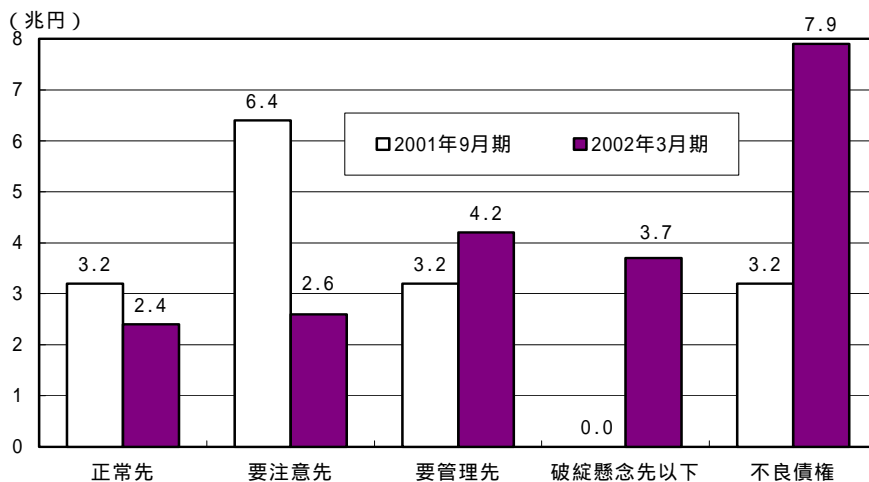


(注1) 前期末残高 - オフバランス化 + 新規発生 = 当期末残高 (期末)  
 (注2) 不良債権残高は破綻懸念先以下の債権の合計(金融再生法開示基準では破産更生等債権、危険債権の合計)  
 (注3) データの公表は2001年3月期から  
 (資料) 各行決算資料より作成

(2) 金融庁特別検査の影響

主要行で2001年度下期に不良債権が急増した原因は、金融庁の特別検査によって対象となった債権の資産査定が厳格化された影響が大きい。この特別検査の対象となったのは149社であり、うち半分以上の98社が建設、不動産、卸小売業、その他金融業の4業種である。主要行では特別検査の結果、破綻懸念先以下の債権が2001年度下期に3.7兆円増加した(図表6)。

(図表6) 特別検査による不良債権の増加



(注) 不良債権とは破綻懸念先以下と要管理債権の合計  
 (資料) 金融庁「主要行に対する特別検査の結果について」

なお、特別検査の対象となったのは、株価や社債価格付など市場の評価が著しく低下している大口債務者（100億円以上）である。金融再生法開示基準では不良債権として分類される「要管理債権」においては、その38%が検査対象とされたが、「要注意先債権（除く要管理債権）」および「正常先債権」では3%にとどまっている（図表7）。さらに、対象債権の合計は12.9兆円（2001年9月末時点）と発表されているが、これは実際に検査を行ったメインバンクの債権合計額である。つまり、主要行から149社に対する債権であっても、メインバンクになっていなければ12.9兆円には含まれていない。主要行の149社に対する債権額の合計は、金融庁の発表では実際には12.9兆円の2倍程度存在する。

（図表7）特別検査対象債権の内訳

	主要行の債権総額		特別検査 対象債権 (b)	シエア
	01年3月期	01年9月期 (a)		(b) ÷ (a)
破綻先・実質破綻先(1)	3.2	3.2	-	-
破綻懸念先(2)	8.5	9.0	-	-
要管理債権(3)	6.4	8.5	3.2	38%
			2.8	33%
金融再生法開示債権合計(1)+(2)+(3)	18.0	20.7	3.2	
要注意先(除く要管理債権)+正常先	304.6	289.9	9.6	3%
			7.7	3%
総資産合計	322.6	310.5	12.9	4%
			10.5	3%

（注1）特別検査の対象となった13行に関する数字

（注2）検査対象債権の「要注意先(除く要管理先)+正常先」の内訳は、要注意先6.4、正常先3.2、4業種ではそれぞれ5.5、2.2兆円である

（注3）主要行の債権額のうち(1)+(2)+(3)が不良債権の合計額（金融再生法開示債権額）

（注4）要管理債権、要注意先(除く要管理債権)+正常先、総資産合計の欄の上段は検査対象となった149社分、下段はうち4業種分

（資料）金融庁「主要行に対する特別検査の結果について」、各行決算資料より作成

ここで問題となるのは、主要行において、特別検査の対象となった債務者以外の債務者についても同様に厳格な検査をした場合と、メインバンクでの検査結果を準メインバンク以下にも適用した場合（いわゆる横ぐしをさした場合）に、不良債権として新たに分類されるものがどの程度増加するかということである。さらに、地銀や第二地銀でも特別検査と同様に厳格な検査をした場合はどうなるかという問題もある。これについて金融庁は、下記のように説明している（金融庁ホームページ、金融早わかりQ&Aより引用）

主要行は、特別検査の趣旨を踏まえ、特別検査の対象債務者以外の債務者についても、厳格な自己査定を行っていると考えている

(1)特別検査で破綻懸念先とされた債務者については、メイン行が準メイン以下の銀行とも協議した上で、債務者との間で経営改善計画の策定などを行なうことになるので、協議の過程で各行の債務者区分の認識が自ずと一致することになる、(2)準メイン以下の銀行においても、特別検査の趣旨や自行における特別検査の内容も踏まえて厳格な自己査定を行っていると考えられる、

(3)したがって、各行の今年の3月期における自己査定は、既に特別検査の結果に収れんしているものと考えられる

主要行以外の地域銀行においても、特別検査の趣旨も踏まえ、厳格な自己査定を行っていると考えている

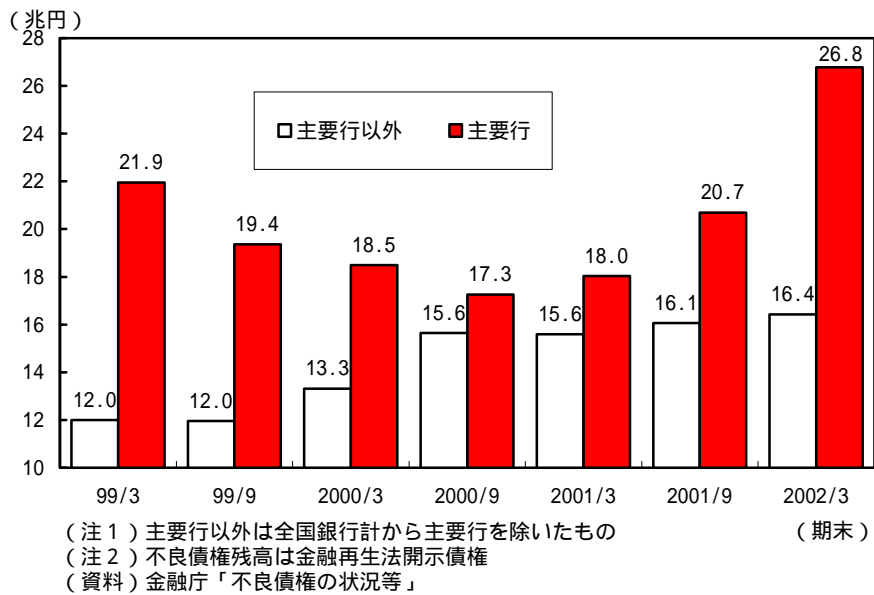
金融庁の説明によれば、全ての銀行が全ての債務者に対して特別検査と同様に厳格な自己査定を行なっているということになる（金融庁は、同様に厳格な自己査定が行なわれているかは、今後通常の検査においてチェックしていくとしている）。特別検査を受けて債務者が経営改善計画などを策定した場合には（上記（1））、債務者区分は当然一致する。しかし、それ以外の場合はどうだろうか。

まず、（2）の場合について考えてみる。主要行の破綻懸念先以下の債権は、すでに図表5で見た通り2001年度上期に3.0兆円、下期に6.9兆円それぞれ新規に発生している。下期6.9兆円の新規発生分のうち、特別検査の結果によりメインバンクでは3.7兆円の破綻懸念先債権が発生している（図表6）。このため、それ以外では3.2兆円発生している計算となる。ところで、主要行の149社に対する債権額の合計はメインバンクにおける債権額の2倍程度存在するため、メインバンクと同額の3.7兆円が特別検査の影響から発生したと考えられるが、これでは3.2兆円を上回ってしまう。仮に主要行の149社に対する債権額が金融庁の説明よりも小さいとして、3.2兆円が全額準メインバンク以下の銀行において特別検査の影響で発生したものと考えると、149社以外の債権で破綻懸念先以下に悪化した債権（上記の場合+業況悪化等によるもの）はゼロということになる。つまり、149社以外の何万社の全債権に対して特別検査並みの査定を行なった結果、破綻懸念先以下に悪化したものは存在せず、しかも債務者の業況悪化による新規発生はなかったということになるが、これは現実的ではない。149社に対する債権について、準メインバンク以下で発生した金額は、3.2兆円を下回っている可能性がある。

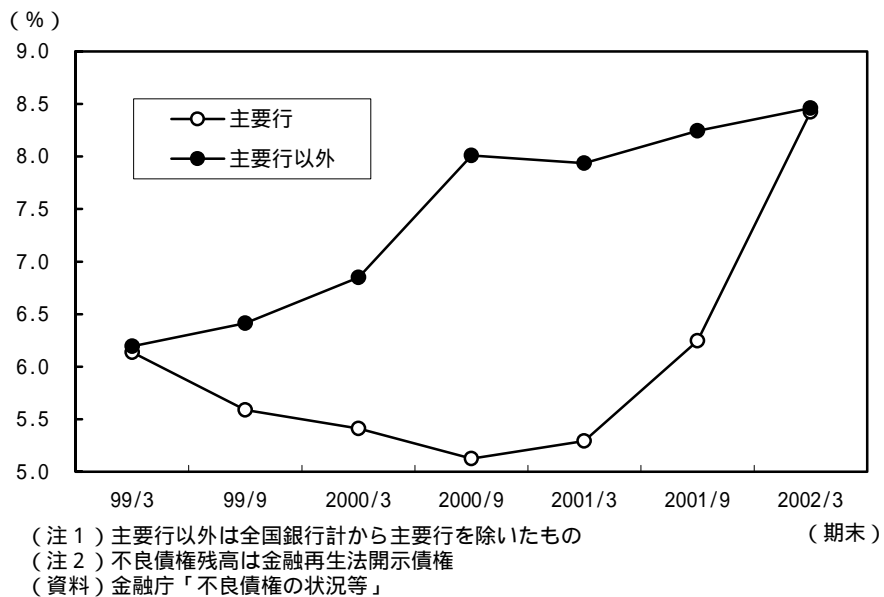
主要行においては、破綻懸念先以下の債権について  $+ = 3.2$  兆円という関係がある以上（さらに  $+ +$  特別検査による発生3.7兆円  $= 6.9$  兆円）特別検査の結果は準メインバンク以下に完全には浸透していない可能性がある。また、特別検査の対象債務者以外の債務者についても、必ずしも特別検査並みの厳格な自己査定が行きわたっていないと考えるべきであろう。主要行では既にすべての債務者に対する自己査定が特別検査の結果に収れんしていると金融庁は説明しているが、実際にはまだ十分ではなく、今期の決算で不良債権の新規発生として反映されてくるものがある。

の地銀・第二地銀についても、特別検査の趣旨も踏まえ厳格な自己査定を行っていると考えて差し支えないであろうか。全国銀行の不良債権（金融再生法開示債権）を特別検査の対象となった主要行とそれ以外に分けてみると、主要行で急増しているのに対し、主要行以外ではほぼ横這いとどまっている（図表8）。また、総与信額に占める不良債権の比率で比べても、主要行では急上昇しているのに対し、主要行以外では若干の上昇にとどまっている（図表9）。不良債権の処分損でも、主要行で2001年度に急増しているのに対し、地銀・第二地銀では小幅増加にとどまっている（図表10）。

(図表8) 不良債権の主要行、主要行以外の内訳推移

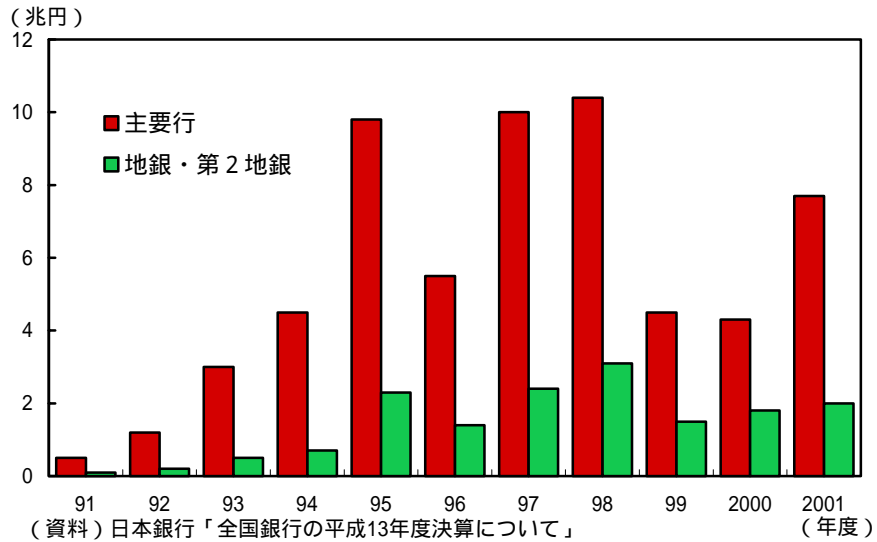


(図表9) 総与信額に占める不良債権の割合



特別検査の趣旨も踏まえて厳格な自己査定が行なわれていれば、不良債権残高の増加額、処分損ともに主要行の動きとある程度同様の動きをされると思われる。このように、特別検査の趣旨は直接の検査対象となった債権以外については完全には浸透してはならず、メインバンクでの検査結果を他の債権者に反映させ、また全国銀行に対して同様の検査を行えば、さらに不良債権額が膨らむ可能性がある。

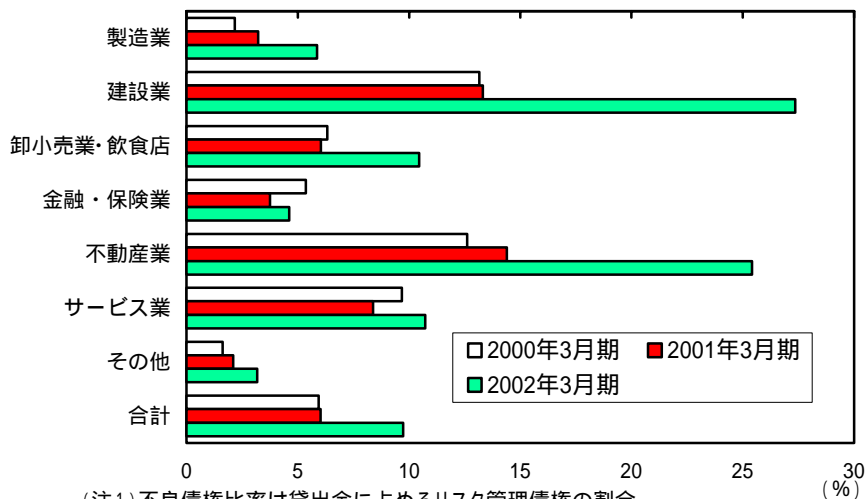
(図表 10) 不良債権処分損の主要行、地銀・第二地銀別の内訳



(3) 業種別不良債権の動向

業種別の不良債権の動向を見ると、特別検査の主要な対象となった建設業、卸小売業、不動産業の不良債権比率（貸出金に占めるリスク管理債権の割合）が急上昇している（図表 11）。特に建設業と不動産業では貸出金のうち4分の1以上が不良債権である。しかし、製造業やサービス業といった業種でも不良債権比率が高まりつつあり、不良債権の業種における裾野が広がってきている。業種の分散は、これまで正常債権であったものの不良債権化が進んでいることの裏付けとも考えられる。

(図表 11) 業種別の不良債権比率（主要行）



(注1) 不良債権比率は貸出金に占めるリスク管理債権の割合  
 (注2) 国内店分のみを集計  
 (資料) 各行決算資料より作成

#### (4) 不良債権の内容の悪化

不良債権残高が増加しても、すでに個別引当金を積むことによって損失処理が終了している場合や、十分かつ優良な担保や保証がある場合には、今後新たな損失が発生することはないはずである。その一方で、無担保・無保証であれば、オフバランス化する際には清算価値がゼロとすれば最大で不良債権残高と同額の損失が発生する。また、不動産などの担保で保全している場合には、地価が下落したり、担保評価額と実際の処分額とに開きがあれば、追加の損失が発生することとなる。そこで、債権回収の安全度と回収コストの有無に着目して公表されている不良債権を再分類してみた(図表12)。

優良債権(421.4兆円：全国銀行合計、2002年3月決算、以下同じ)

「優良債権」は現状では債権の返済に問題が無く、将来も回収不能になる可能性が小さい債権である。「優良債権」は、「正常先債権」(393.4兆円)、「要注意先債権・分類(優良担保・優良保証見合)」(24.1兆円)、「破綻懸念先以下債権・分類(優良担保・優良保証見合)」(3.9兆円)からなる。「正常先債権」は借入金の返済が円滑で、また業況が良好で財務内容に特段の問題が無い先である。「要注意先債権・分類」は、貸出条件(金利減免等)や返済状況に問題がある先や、財務内容に問題がある先に対する債権であるが、国債・預金などの優良担保や信用保証協会などの優良保証によって債権が保全されており、最終的な返済には懸念が無いと考えられる債権である。「正常先債権」に比べれば貸出先の信用力が劣るが、「優良債権」と見なしても問題ないであろう。「破綻懸念先以下債権・分類(優良担保・優良保証見合)」はすでに不良債権化している貸出先に対する債権であるが、優良担保・優良保証によって債権が保全されており、優良債権と見なすことにする。

準不良債権(56.1兆円)

「準不良債権」は、貸出条件や返済状況に問題がある先や、財務状況に問題がある先に対する債権のうち、優良担保や優良保証で保全されていないものである。こうした債権は、今後不良債権化する可能性が高く、不良債権化した場合には処理コストが生じることになる。「準不良債権」に該当するのは「要注意先債権・分類」である。このうち、貸出条件や返済状況に問題が生じており、すでに不良債権化しつつあるのが「要管理債権・分類」であり、その規模は11.5~16.5兆円と推計される。

不良債権(15.0兆円)

「不良債権」は「破綻懸念先以下」(「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」)に対する債権であり、いずれ最終処理が必要になって処理コストが発生してくるものである。「不良債権」には、「破綻懸念先以下・分類」(11.7兆円)と「破綻懸念先以下・分類」(3.3兆円)が含まれる。

処理済不良債権(7.9兆円)

「処理済不良債権」は同様に「不良債権」であるが、すでに個別引当金を積んでおり、追加の処理コストは生じてこない。「処理済不良債権」は「破綻懸念先以下・分類(個別引当)」が該当する。

(図表 12) 不良債権の再分類

(単位: 兆円, %)

	99/3	2000/3	2001/3	2002/3
債権額合計	551.8 (100.0)	535.8 (100.0)	536.4 (100.0)	511.6 (100.0)
優良債権	469.0 (85.0)	457.0 (85.3)	453.8 (84.6)	421.4 (82.4)
正常先債権	424.3 (76.9)	412.1 (76.9)	417.0 (77.7)	393.4 (76.9)
要注意先 分類 (優良担保・優良保証見合)	42.9 (7.8)	41.8 (7.8)	34.1 (6.4)	24.1 (4.7)
破綻懸念先以下 分類 (優良担保・優良保証見合)	1.8 (0.3)	3.1 (0.6)	2.7 (0.5)	3.9 (0.8)
準不良債権	49.5 (9.0)	50.3 (9.4)	52.9 (9.9)	56.1 (11.0)
要注意先 分類	49.5 (9.0)	50.3 (9.4)	52.9 (9.9)	56.1 (11.0)
うち要管理債権 分類	3.3~6.2 (0.6~1.1)	4.3~7.8 (0.8~1.5)	6.6~10.9 (1.3~2.1)	11.5~16.5 (2.2~3.2)
不良債権	14.7 (2.7)	12.8 (2.4)	12.8 (2.4)	15.0 (2.9)
破綻懸念先以下 分類	11.5 (2.1)	10.0 (1.9)	10.2 (1.9)	11.7 (2.3)
破綻懸念先以下 分類	3.2 (0.6)	2.8 (0.5)	2.6 (0.5)	3.3 (0.6)
処理済不良債権	11.2 (2.0)	8.4 (1.6)	7.2 (1.3)	7.9 (1.5)
破綻懸念先以下 分類 (個別引当)	11.2 (2.0)	8.4 (1.6)	7.2 (1.3)	7.9 (1.5)

(注1) カッコ内は債権額合計に対する構成比率

(注2) 不良債権と処理済不良債権の合計は金融再生法に基づく債権区分の「危険債権以下」の合計 (= 破綻懸念先以下の債権) と一致

(注3) 「要管理債権」分類は、最低でも要注意先債権における「分類」の比率以上存在、最大では全額が「分類」に相当するとして計算

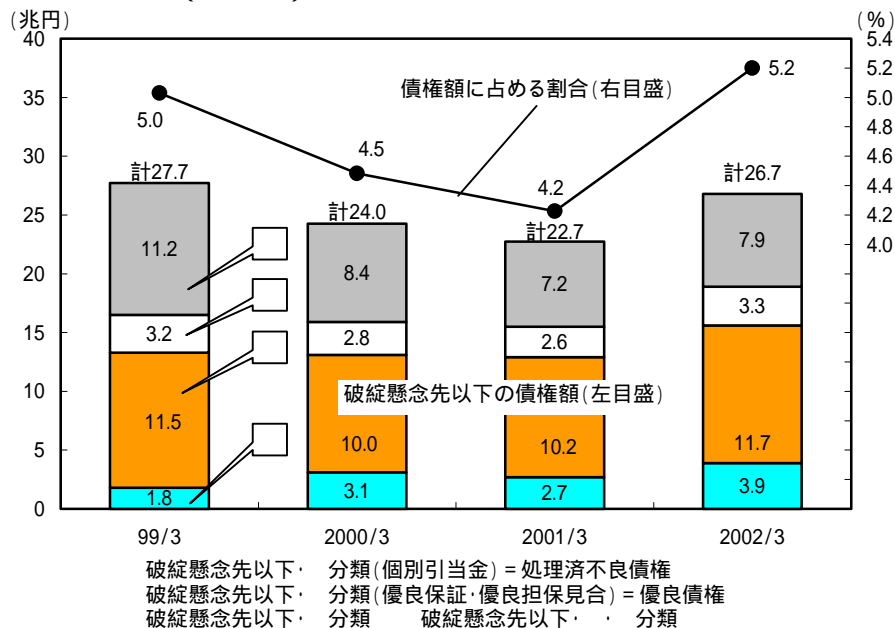
(注4) 99年3月期は、破綻先以下における「分類」の比率および債権額合計に対する正常債権の比率が2000年3月期と同じと仮定して計算

(注5) 債権額合計値は、債務者区分の対象とならないプロジェクトファイナンスや個人ローンの一部などを含んでいるため各債権の合計とは異なる

(資料) 金融庁「不良債権の状況等」などから試算

図表 12 のうち、金融庁によりオフバランス化が求められている破綻懸念先以下の債権について再構成してみると(図表 13)、破綻懸念先以下の債権は残高が増加しただけではなく、その内容も劣化していることが伺える。図表 13 の はすでに個別引当金で損失処理が終了しており、 は確実な保証・担保で保全されているため、追加の損失は発生しない。 、 の合計は、2001 年 3 月期と比較して 1.3 兆円増加している。 は基本的には債権保全がなされておらず、オフバランス化した場合には大部分が損失となる債権であり、2001 年 3 月期と比較して 1.2 兆円増加している。 は不動産などの担保で保全されているが、追加損失の発生するリスクがある部分であり、同様に 1.5 兆円増加している。このように、破綻懸念先以下債権の増加額 4.0 兆円の内訳は、損失が発生しない債権 1.3 兆円の増加に対し、確実に損失が発生する、もしくは発生するリスクがある債権が 2.7 兆円増加している。

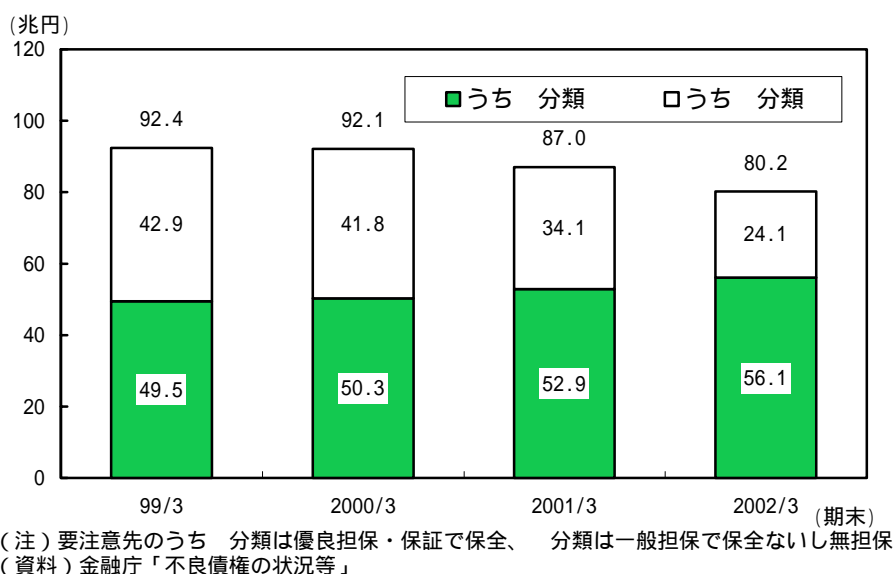
(図表 13) 破綻懸念先以下の債権の内訳



(資料) 金融庁「不良債権の状況等」

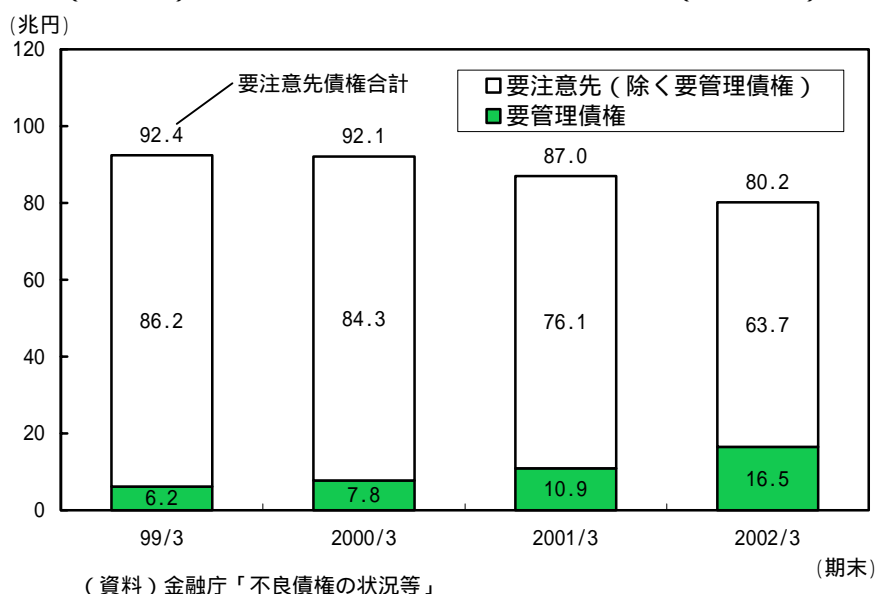
図表 12 のうち、要注意先についても同様に内訳を見してみる（図表 14）。要注意先債権は、優良担保・優良保証で保全されている部分（**分類**）と不動産などの一般担保で保全されているか、もしくは無担保である部分（**分類**）とに分けられる。要注意先債権全体は減少傾向にあるが、減少しているのは優良担保・優良保証で保全されており処分損の発生しない部分である。今後債権の内容が悪化し、破綻懸念先以下になった場合に処分損が発生する可能性がある部分は、むしろ増加している。

（図表 14）要注意先債権の **分類**、**分類**の内訳（全国銀行）



また、担保の内容による区別ではなく、債権の悪化具合で内訳を見みると、要注意先債権の中でも内容が悪い**要管理債権**の金額はむしろ増加している（図表 15）

（図表 15）要注意先債権の合計と**要管理債権**の推移（全国銀行）



以上、2002年3月末時点の数字を使って不良債権の現状を整理してきたが、ポイントをまとめると以下の3点となる。

既存の不良債権の処理は進んでいるが、正常債権や要注意先債権の不良債権化、すなわち新規発生による不良債権の増加が続いている

金融庁の特別検査によって2002年3月末の不良債権額は大幅に増加したが、特別検査の対象企業を広げ、またメインバンクでの査定厳格化の結果を他の債権行にも完全に反映させれば、不良債権額はさらに増加することになる

増加した不良債権を追加損失の有無で分けて考えると、追加損失が発生するリスクのある債権の増加幅の方が大きく、内容が悪化している。また、今後不良債権化する可能性が比較的高い要注意先債権においても質の悪化が生じている。

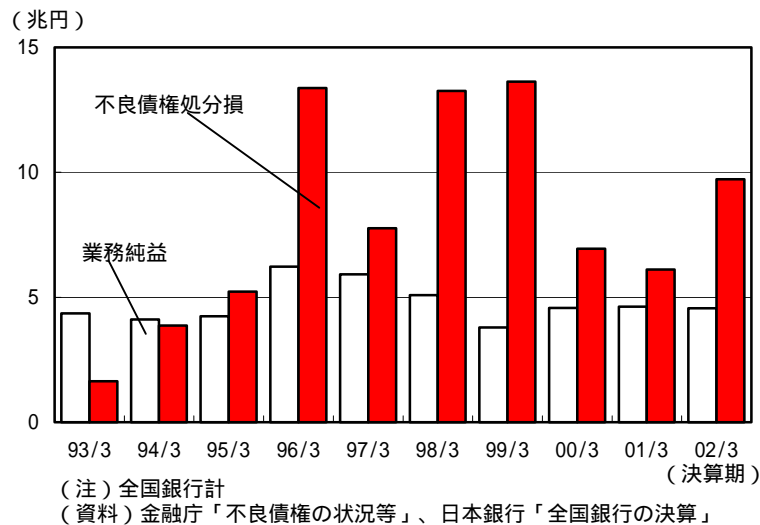
このように、不良債権の状況は質・量ともに悪化しており、さらに金額が拡大する可能性があるなど、一段と厳しさを増していると考えられる。

## 2. 不良債権処理に伴う銀行の追加負担

### (1) 不良債権の処分と銀行収益の現状

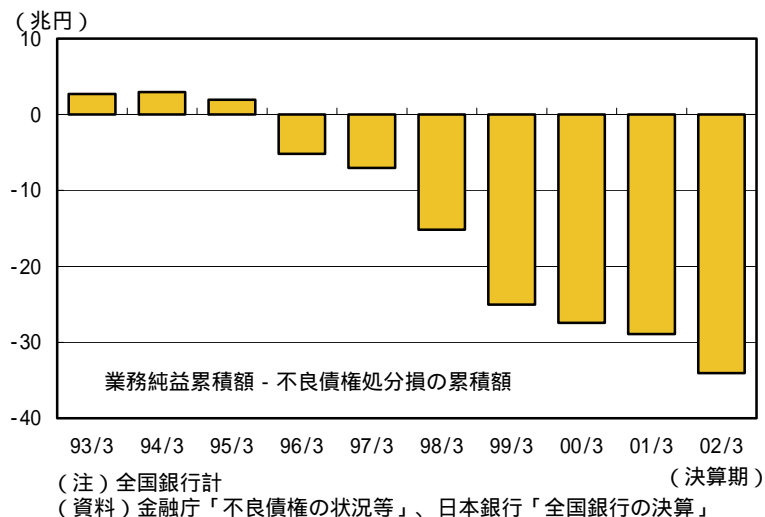
これまでの銀行の不良債権処分損の推移を見ると、95年3月期以降、8年連続で業務純益を上回っている。今まで何度か不良債権の処理は山場を越えたとの見方がなされたが、実際には不良債権処理が業務純益の範囲内では賄えない状況が続いている（図表16）。

(図表16) 不良債権処分損と業務純益（全国銀行）



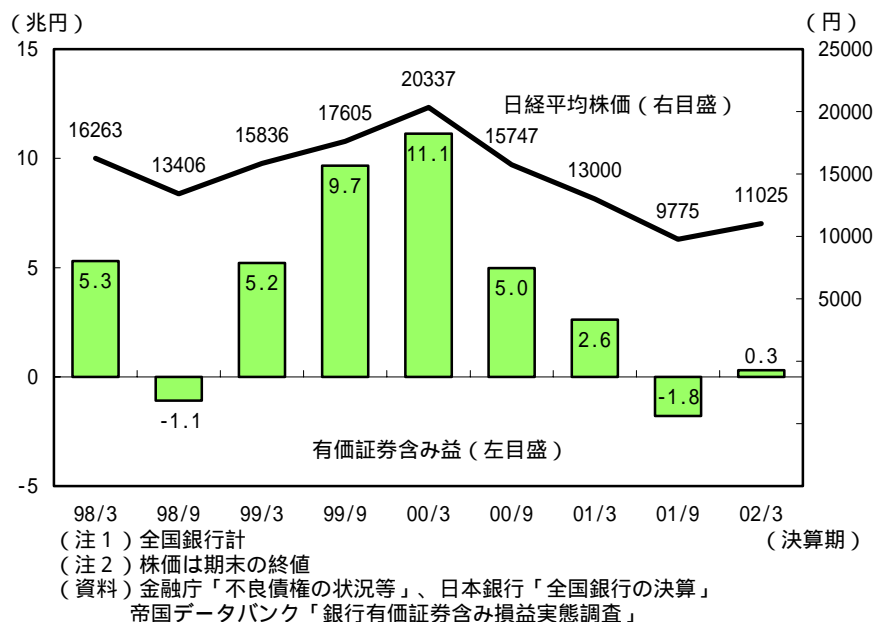
93年3月期決算以降の業務純益と不良債権処分損の差額の累計額は、すでに30兆円を大きく上回っている（図表17）。この金額は、株式の益出、資本の取り崩し、社宅や保養所、本店も含めた土地・建物といった資産の売却で賄われたことになる。

(図表17) 業務純益と不良債権処分損の差額累計



銀行の有価証券含み損益の動向を見ると、株式市場の低迷と度重なる益出の影響から、すでに含み益は枯渇しており、足元では時価会計の導入によって損失処理を強いられるなど、今後の不良債権処理の原資としては期待できないどころか、場合によっては足を引っ張る存在になってきている(図表 18)。

(図表 18) 有価証券含み損益(全国銀行)



不良債権処理を進めてきた結果、足元の主要行(国際統一基準行)の自己資本比率は低下している(図表 19)。2002年3月末時点では10.52%と引き続き2桁を維持しているが、内訳をみると、相対的に公的資本、繰延税金資産相当額の占める比率が増してきている。

(図表 19) 主要行(国際統一基準行)の自己資本比率の内訳

自己資本比率	01年3月末		01年9月末		02年3月末	
	11.11%		10.94%		10.52%	
	金額(兆円)	リスクアセットに占める比率(%)	金額(兆円)	リスクアセットに占める比率(%)	金額(兆円)	リスクアセットに占める比率(%)
基本的項目(Tier 1) (資本金、剰余金など)	19.4	6.35	17.2	5.93	15.2	5.42
うち公的資本	4.5	1.49	4.5	1.57	4.5	1.59
うち繰延税金資産相当額	4.2	1.41	5.8	2.06	6.5	2.32
補完的項目(Tier 2) (有価証券含み益、劣後債など)	15.5	5.08	15.0	5.16	14.7	5.27
控除項目	0.8	0.28	0.4	0.16	0.5	0.17
計	33.1	11.11	31.1	10.94	29.4	10.52
リスクアセット	298.5	-	283.8	-	280.0	-

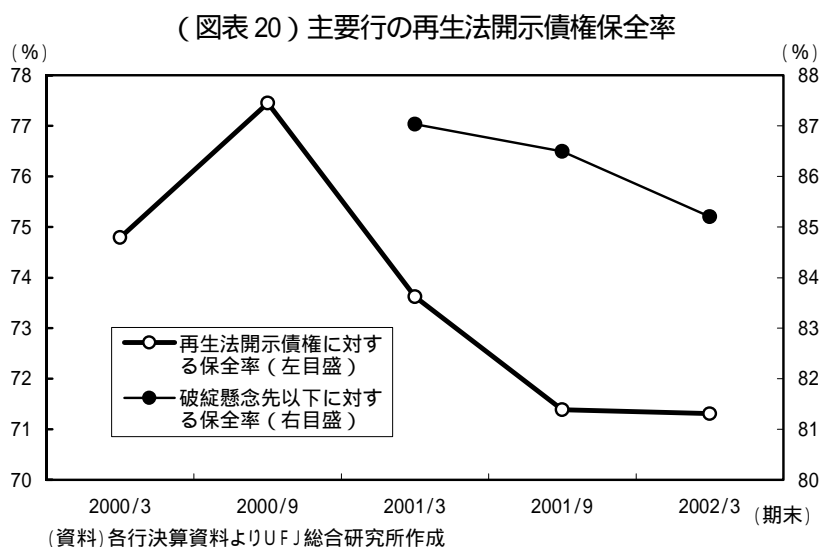
(注1) 各行の連結決算データの単純平均

(注2) 繰延税金資産相当額は単体決算の単純平均

(資料) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、各行の決算短信説明資料などより作成

不良債権を処理した場合でも、保全率（不良債権のうち担保・保証でカバーされた部分とすでに引当済みの部分の割合）が十分に高ければ、追加損失の発生はそれ程拡大しない可能性がある。しかし、主要行の保全率を見ると、不良債権全体、オフバランス化が求められる破綻懸念先以下とともに低下基調にあり、実際にオフバランス化した場合に追加損失が拡大する可能性はむしろ高まっている（図表20）。

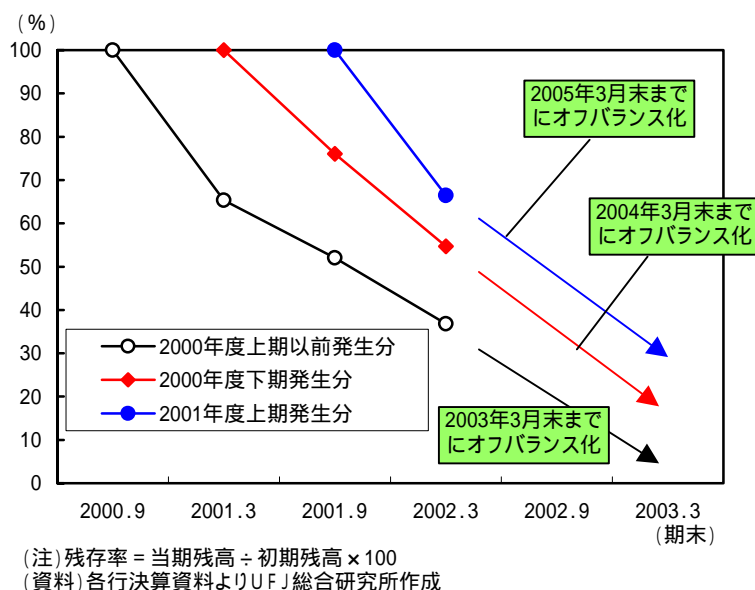
なお、再生法開示債権全体の保全率低下は、引当率の低い要管理債権の占める比率が高まっているためである。また、破綻懸念先以下の債権の保全率低下は、オフバランス化進展・新規の破綻懸念先以下債権の発生に伴って債権の中身が入れ替わった結果、破綻懸念先・分類の保全率がやや低下したものである。



## (2) 不良債権の処理の強化と銀行の追加負担

2001年4月6日の「緊急経済対策」において、主要行の破綻懸念先以下の債権については、既存分は2年以内で、新規発生分は3年以内でオフバランス化することが求められた。さらに、2002年4月12日の「より強固な金融システムの構築に向けた施策」において、オフバランス化を一層加速するために、具体的な処理目標として原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）について必要な措置を講じることが追加要請された。こうした要請が実施されているかどうかは、金融庁により厳格にモニタリングされている。図表21は、発生時期別の不良債権のオフバランス化進捗状況を見たものである。現時点では概ね要請されたスケジュールに沿ってオフバランス化が進んでいることがうかがえる。

(図表 21) 不良債権処理の進捗状況 (残存率の推移)



それでは、不良債権の処理を加速あるいは引当を積み増した場合、どの程度の損失が発生することになるのだろうか。不良債権の抜本的な解決を目指した行動計画の内容の一部として、

従来からオフバランス化の目標が打ち出されている破綻懸念先以下の債権については早期に処理する

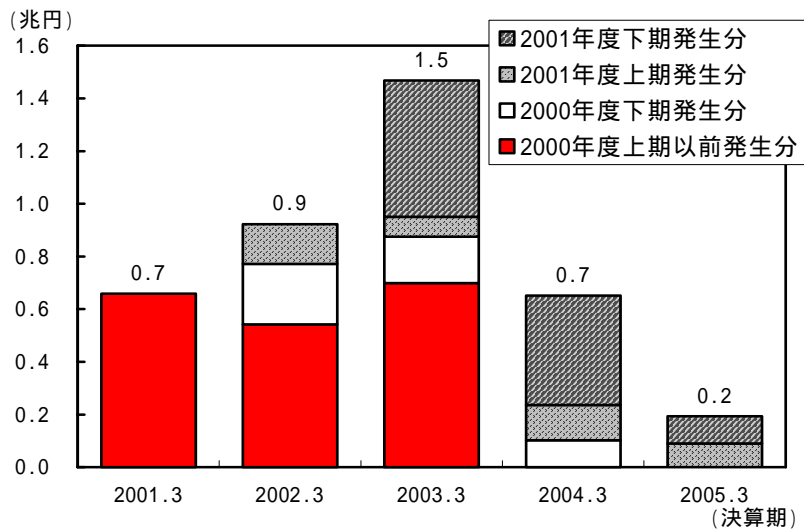
要注先先の債権のうち、特に内容が悪い要管理債権の引当率（現行は担保などでカバーされていない部分の15%程度）を引き上げる

といったことが予想される。これを踏まえて、以下ではそれぞれのケースにおいて簡単な試算を行った。さらに、特別検査の対象を広げた場合の不良債権残高、不良債権の新規発生についても考えてみた。

#### 不良債権処理の加速に伴う影響

ここでは、不良債権処理に伴って今後損失が発生する破綻懸念先以下の分類（破綻懸念先以下の債権のうち、分類は引当済であるか、担保で保全されており、分類は期末には損失処理されるため残高はない）について考えてみよう。図表 22 は、図表 21 で示した要請されたスケジュールに沿って今後もオフバランス化された場合の期間別の損失額である（2002年3月末の債権保全率（担保や保証による保全部分と引当の合計）85%を使用し、期限が到来する債権額の15%が最大限の損失となると仮定した）。2000年度上期以前に発生した不良債権の最終処理期限が到来するため、2003年3月期での処分損は約1.5兆円に拡大することが予想される。2004年3月期には、今後破綻懸念先債権の新規発生がなければ0.7兆円となる。

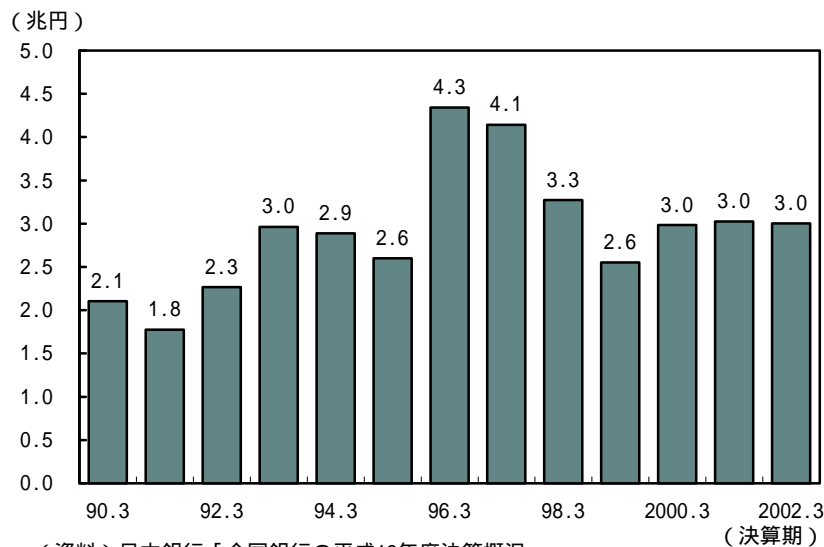
(図表 22) 破綻懸念先以下の 分類の処理に伴う損失額 (主要行)



(注) 破綻懸念先以下債権の保全率を85%とみなし、債権額の15%が損失になると仮定  
 (資料) 各行決算資料よりUFJ総合研究所作成

仮に不良債権処理を加速させ、破綻懸念先以下の債権を 2004 年 3 月期までに全額オフバランス化させるとすれば、2 年間の合計損失額は 2.3 兆円 (図表 22 の 1.5 兆円、0.7 兆円、0.2 兆円の合計) となる。これは、従来のスケジュールを守っていた場合であれば、2005 年 3 月期に生じたであろう 0.2 兆円の損失が前倒しされるだけであり、損失の前倒し負担は大きくない。従来のスケジュールを守っても、加速されたスケジュールであっても、今年度中に生じる損失 (従来のスケジュールであれば 1.5 兆円) が既存の不良債権処理のヤマ場となる。主要行の最近の業務純益は概ね 3 兆円程度であり (図表 23)、今年度も業務純益が同水準であるとするれば、処理可能な損失である。ただ、有価証券含み損の処理額が膨らんでくると、処理原資が不足してくる恐れがある。

(図表 23) 業務純益の推移 (主要行)



(資料) 日本銀行「全国銀行の平成13年度決算概況」

#### 要管理債権の引当率を引き上げた場合の影響

次に、要管理債権のうち担保でカバーされていない部分の引当率を現在の 15%程度から引き上げたケースについて考えてみよう。要管理債権の詳細なデータが開示されていないため、かなり大雑把な計算となる。

- ・主要行の要管理債権 11.3 兆円のうち半分程度が無担保であったとすると、無担保部分の 15%である 0.8 兆円がすでに一般貸倒引当金に繰り入れられている計算となる。15%の引当率を 10%ポイント引き上げる度に一般貸倒引当金への繰入額は 0.6 兆円増加する ( $11.3 \text{ 兆円} \times 50\% \times 10\%$ )
- ・全額が無担保であるという極端な例を考えると、無担保部分の 15%である 1.7 兆円がすでに一般引当金に繰り入れられている計算となる。15%の引当率を 10%ポイント引き上げる度に一般引当金への繰入額は 1.1 兆円増加する ( $11.3 \text{ 兆円} \times 100\% \times 10\%$ )

現在、要管理債権への引当率は債権額全体に対する引当から、個別の貸出案件ごとにディスカウント・キャッシュフロー・モデルを使用すべきとの議論が高まっている。この場合、引当率の上昇を通じて損失額（引当金）が増加する可能性がある。

#### 特別検査の厳格な運用が広がることによる影響

すでに述べたように、特別検査で直接の検査対象となった債権以外については、その趣旨が完全には浸透していない可能性がある。金融庁の特別検査の結果をメインバンク以外の銀行に適用した場合には、対象債権が全体の半分程度だったことから単純に判断すると、主要行において特別検査による危険債権・破綻更生等債権（自己査定上の破綻懸念先以下の債権）の増加額は約 2 倍の 7.4 兆円に膨れることとなる。しかし、実際の特別検査による増加分は全国銀行ベースで 5.3 兆円の増加にとどまっております（図表 24）。少なくともこの格差 2.1 兆円は増加すると考えられる。また、特別検査においては債務残高 100 億円以上の大口債権者のみが対象とされたが、これを全取引先に拡大させると、特別検査の趣旨を反映済みとされてはいるが、さらに増加することが予想される。

地銀・第二地銀など主要行以外がメインバンクである債務者において同様の条件で検査を行ったケースでも、特別検査の趣旨を反映済みとされてはいるが、不良債権残高は増加することになる。

( 図表 24 ) 金融再生法開示債権の増加内訳 ( 2002 年 3 月期 )

	全国銀行	主要行
金融再生法開示債権増減額	+ 9.6 兆円	+ 8.8 兆円
うち要管理債権	+ 5.6 兆円	+ 4.9 兆円
貸出条件緩和債権の判定基準厳格化	+ 5.7 兆円	-
その他	- 0.1 兆円	-
うち危険債権・破綻更生等債権	+ 4.0 兆円	+ 3.7 兆円
オフバランス化等	- 9.2 兆円	- 6.2 兆円
特別検査の影響等	+ 5.3 兆円	-
うち直接的影響	+ 3.7 兆円	+ 3.7 兆円
うち間接的影響	+ 1.6 兆円	-
債務者の業況悪化等	+ 7.9 兆円	-
債務者の業況悪化等が前年度末の要管理債権に占める割合	72.5 %	-
債務者の業況悪化等が前年度末の要注意先債権に占める割合	9.1 %	-

( 注 1 ) 特別検査の影響等のうち直接的影響とは、特別検査による主要行・メイン行の危険債権・破綻更生等債権（破綻懸念先以下の債権）の増加分（図表 6 参照）

( 注 2 ) 特別検査の影響等のうち間接的影響とは、金融庁発表による特別検査の影響等 5.3 兆円から直接的影響を除いた額（資料）金融庁「14年 3 月期における不良債権の状況等」、「主要行に対する特別検査の結果について」より当社作成

#### 不良債権の新規発生の影響

新規の不良債権の発生が続いていることはより重要な問題である。金融庁が全国銀行に対して行ったアンケート調査によれば、2002 年 3 月の破綻懸念先以下の債権（金融再生法開示債権では危険債権、破綻更生等債権）は前年と比較して 4.0 兆円増加したが（22.7 兆円から 26.7 兆円に増加）その内訳は、オフバランス化などで 9.2 兆円減少、特別検査の影響などで 5.3 兆円発生、債務者の業況悪化などで 7.9 兆円発生となっている（図表 24）。「債務者の業況悪化等」（特別検査の影響は含まれない）による 7.9 兆円は前年度末の要管理債権（10.9 兆円）の 72.5% に相当する。仮に破綻懸念先以下の債権全額が要管理債権の悪化したものであると考えれば、約 7 割の要管理債権が 1 年間でオフバランス化対象債権に劣化した計算となる。要注意先債権（87.0 兆円）から発生したとして計算すると 9.1% の発生率である。

2002 年 3 月期の全国銀行の要管理債権、要注意先債権はそれぞれ 16.5 兆円、80.2 兆円であり、これに前年の発生率の実績を単純にかけると、今期中には 7.3 兆円（80.2 兆円 × 9.1%）～ 12.0 兆円（16.5 兆円 × 72.5%）のオフバランス化対象債権が新規に発生する計算となる。これらの新規発生分については、無担保部分について即座に引当率を 70% 程度まで引き上げる必要があり、その分不良債権損失額が増加する。ただし、図表 24 の「特別検査の影響等」と「債務者の業況悪化等」の要因を明確に分類することは難しいと思われる。このため、「債務者の業況悪化等」の中に特別検査の間接的な影響が含まれている可能性があり、それを割り引いて考える必要がある。

これ以外にも、土地などの一般担保で保全されている債権について、実際に担保を処分する際や債権を売却する際に追加の損失が発生する懸念がある。

### 3. 不良債権問題解決のあるべき姿

#### (1) 不良債権はなぜ減らないか

現在、竹中経済財政・金融担当相の下で、不良債権処理の抜本的な解決方法を検討する作業部会として「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」が設置され、10月中にも今後の具体的な行動計画として「緊急対応戦略」が策定される予定である。この中では、「2004年度中に不良債権問題に目処をつける（不良債権問題の抜本的な解決）」との明確な目標が設置され、かつ「公的資金の具体的な活用方法」が示されるものと思われる。不良債権問題の抜本的な解決を達成するための個別の計画として現時点で考えられるものは、

査定厳格化と引当（特に要管理債権が主な対象）の積み増し

既存の不良債権の前倒し処理

不良債権処理のための原資を確保し、経営の安定化を図るための収益目標の設定（ROAやROEなど）

などであろう。

多くの人にとって不良債権問題に対する素朴な疑問は、「なぜ不良債権が減らないのか」ということであろう。毎年多額の不良債権処理損を計上していながら不良債権が減らないことが、銀行が不良債権を隠しているのではないかという疑念を生んでしまう。

すでに述べたように、不良債権がいつこうに減らないのは毎年新たな不良債権が生まれてくるからである。新たに発生する不良債権としては、

査定基準（または基準の運用）を厳しくすることによって不良債権とみなされたもの

景気の動向や収益環境など環境変化によって不良債権化したもの

の2種類がある。例えば、特別検査で基準の運用を厳しくした結果、不良債権の金額が増加したケースが にあたる。 が新規発生の理由であれば、査定基準が適正かどうかという点が重要となってくる。一方、 が新規発生の理由であれば、これは環境変化に伴うものであり、引当率のレベルが想定される環境変化に見合ったものかどうかの問題となる。

以下では、今後発表される「緊急対応戦略」において策定されるであろう具体的な方針について、望ましいと考えられ姿についてまとめてみた。

## (2) 不良債権問題処理はどうあるべきか

### 提言1：不良債権の査定と引当は適正に行い、またその基準は平等に適用されるべき

不良債権問題を考えるにあたって最も大切なことは、資産査定と引当が適正になされているかということである。適正な査定基準といっても絶対正しい基準が一つだけあるというわけではない。査定基準は甘過ぎてもいけないが、厳しければいいというものでもなく、過去の実績をもとに経験的に導き出されてきたものである。資産査定による評価が悪化して破綻懸念先となる企業が多いのは事実であるが、低成長が続き企業の収益環境が厳しい状態が続いていることを考えれば、債務者区分が悪化する企業が多いという理由だけで、査定基準に問題があるという結論にはならないであろう。

査定基準に関してポイントとなるのは、特別検査の対象となった銀行、ならなかった銀行の間で資産査定に差がないかどうかをチェックすることであろう。金融庁の説明によると、特別検査の査定結果は主要各銀行の2002年3月期の自己査定に反映されている。これは、特別検査の対象となった149社に適用された厳しい運用が、それ以外の何万社の取引先にも適用されたということである。また金融庁は、主要行以外の地域銀行においても、特別検査の趣旨も踏まえ、厳格な自己査定を行っていると考えているとしており、全国銀行全ての自己査定が、特別検査の結果に収れんしているということになる。しかし、すでに述べたように、不良債権残高の増加の内訳から判断すると必ずしも特別検査の結果に収れんしているとは言い切れない。実際に自己査定が特別検査の結果に沿ったものとなっているかについて、通常検査で厳しくチェックされ、銀行間における査定の違いがあれば、それを是正していく必要がある。

引当率で問題になるのは要注意債権や要管理債権の扱いであろう。要注意債権や要管理債権に対する引当は、個別貸倒引当金ではなく一般貸倒引当金で対応される。引当率が適正かどうかは、これらの債権がこれまで不良債権化してきた確率と比較しながら判断されてきた。ただ、不良債権化する確率は最近のような厳しい経営環境においては高くなり、必ずしも過去の確率が現実的とは限らない。このため、特に問題となってくるであろう要管理債権の引当金は、個別企業の将来の予想損失をもとに引当率を算定するといった方法も検討されている。その結果いかんでは、新たな引当率が設定され、現在の平均引当率15%程度を上回ることはあり得よう。

### 提言2：不良債権の残高を一気になくすのではなく、まずその膨張を防ぐべき

景気の低迷や収益環境の悪化を背景に不良債権が新規に生まれてきている以上、例えば2年以内に不良債権残高を完全にゼロにするというのは不可能である。不良債権と認定されたものが速やかに処理される一方で、新規に生まれてくる不良債権があれば、その差し引きの結果として不良債権残高が決まってくる。不良債権残高を無理に減らそうとするなら、査定を甘くするしかない。

ただ、自然に決まってくると言っても不良債権の増加に歯止めがかからない状態は避けなければいけない。提言1で示したように特別検査の査定が全国銀行全体に反映されてくると、不良債権残高が増加するかもしれないが、その後の新規発生ペースは緩やかになるであろう。不良債権の残高を一気に

落とすのではなく、査定の厳格化によって不良債権の区分を漏れがないように行なったうえで、今後の新規発生ペースを最小限に食い止めることが現実的であろう。

### 提言3：不良債権処理は金融システム不安の回避を目的とすべき

不良債権処理を促進する目的は何かという点で、必ずしも関係者の見解が統一されているわけではない。そして困ったことに、目的の認識が違ってくると不良債権処理は誤った方向に進んでしまう恐れがある。不良債権処理の目的としては以下の3つが一般に考えられている。

金融システム不安の回避

銀行経営の健全化による間接金融機能の強化を通じた景気回復

企業の淘汰や再編、産業構造の変化を通じた長期的な経済成長力の拡大

不良債権処理の目的は、の「金融システム不安の回避」と明確に定義されるべきである。金融システムが不安定になると、経済活動が円滑に行えなくなる。また、資金調達コストが上昇し企業収益に悪影響を及ぼし、消費者マインドの悪化を通じて個人消費を低迷させることにもなる。提言1で述べたように、査定と引当が適正に行われていれば、銀行は経営の健全性を維持することができる。もし、査定と引当を適正に行なった結果資本が不足するのであれば、その時は資本注入が必要になってくる。

を目的に不良債権処理を推進しようという意見も政策当局にはあり、これまで政府のデフレ対策の一項目として頻繁に取り上げられてきた。デフレ問題と絡めて議論される場合には、銀行の貸出が伸びないことが景気に悪影響を及ぼしているとされている。不良債権を抱えた銀行がリスクテイクに躊躇すれば、貸出需要に十分応えられず、場合によっては貸し渋りに及ぶ。したがって、リスクテイクできる状況を作り出せば、貸出が増加し景気が回復、デフレの進行も抑制されるという考え方である。たしかに、銀行経営の健全化によって間接金融機能が強化されれば、ある程度資金が貸出に回る可能性はある。資金需要が低迷しているとはいえ、前向きな資金需要が全くないというわけではないだろう。そうした需要に対して、銀行が不良債権の存在を理由に対応できていないとすれば問題であり、早期に是正される必要がある。しかし、間接金融機能が強化されただけで貸出が伸びると考えることはできない。貸し手サイドの制約条件がなくなることが、借り手サイドの資金需要を盛り上げるわけではないからである。景気に対するネガティブな要因が1つ取り除かれるだけであり、不良債権処理を進めることが景気回復の切り札だと考えることには無理がある。

政策当局者がを不良債権処理の目的に考えている可能性もある。そうであれば問題である。不良債権処理を通じて産業構造改革を行うことは本末転倒である。不良債権処理を通して産業構造を変化させ長期的な経済成長力の拡大を達成しようとする考え方は、(1)生き残れる企業に対しては銀行の債権放棄などで財務体質を強化させ、(2)生き残りが不可能な企業に対しては、法的整理、債権売却、引当金の積み増しなどの手段を通じて最終処理に目処をつけるといった方法によって、企業の淘汰を

進め、また企業の過剰債務問題を解決し、産業の非効率な部分を是正していこうというものである。しかし、金融サイドからこうした構造調整を能動的に進めることはできない。なぜなら、淘汰される企業を選別するのは政府でもなければ銀行でもなく、あくまで市場原理に基づいて決定されるべきものだからである。企業を淘汰することを目的に公的資金を投入することはあってはならない。特定企業の再建計画が妥当かどうかは常にチェックしておく必要があるが、最初から潰すことを目的に計画の見直しを迫ることはできない。

#### 提言4：デフレ圧力を拡大させないためにも、企業の淘汰を不良債権処理の目的にしてはならない

不良債権処理を促進すると景気がよくなるとは期待しがたいが、金融システム不安の回避を目的としている限り、処理の進展自体が景気を悪化させることはないはずである。不良債権処理とは、本来、景気が悪くなれば企業倒産が増えるから、それに合わせて受動的に処理していくというものであって、不良債権を処理するから企業が倒産するのではないはずである。銀行が貸出を回収したり、追加貸出をしなかった場合に企業が資金繰り倒産するケースもあるが、こうした銀行の行動は、貸出を続けても企業の存続がもはや難しく、回収が不可能になるとの判断があつてのことである。

また、要注意先債権や要管理債権の引当を積み増したからといって、銀行の引当負担は増えるにせよ、即座に企業が倒産するわけではない。もちろん、企業の再建計画の見直しを含めて、査定の厳格化によって限界的に不良債権化するケースも出てくる。この場合、失業者が増加するなど景気に影響が出てくる可能性はある。ただ、あくまで限界的なケースであり、国全体の失業者数を大きく増やすことにはならないであろう。

しかし不良債権処理の目的が金融システム不安の回避から大きく逸脱して、提言3で示した「企業の淘汰や産業構造の転換」になってしまうと問題である。この場合、生きている会社を無理やり淘汰することになってしまい、景気に大きなマイナス効果が出ることは避けられない。そうなった場合には、政府が検討しているデフレ対策を総動員したところで、到底役に立たない。不良債権処理を促進するからデフレ対策が必要というのではなく、不良債権処理はデフレ圧力を拡大させないように、その目的をはき違えずに実行しなければならない。

#### 提言5：公的資金は、必要な場合に、必要な銀行に限って注入すべき

公的資金の注入については、資本不足に陥った銀行に対して行う方法と、資本不足に陥る前に予防的に注入する方法とがある。しかし、予防的に注入したとしてもそれを原資に不良債権が処理できるわけではない。処理原資はあくまでも業務純益と公的資金以外の資本であるため、不良債権処理の進展はあまり期待できない。また、不良債権処理でどの程度資本が毀損され、どの程度の資金注入が必要となるのかは、厳格な査定をやってみなければ明確には分からないという問題もある。予防的な注入を行うという政策は現実的ではない。

公的資金を直接銀行に注入する場合、一斉注入か、個別注入かという点についても同様である。適正な査定結果を前提として、それぞれの銀行で資本が必要かどうか、またどの程度必要なのか判断できない以上、一斉注入という選択肢はないであろう。

## おわりに

本稿では、不良債権の現状と問題点について整理・分析を行った後、不良債権問題解決のあるべき姿について提言した。そこに共通する考え方は、不良債権問題の解決がわが国にとって避けては通れない課題であるのは事実であるが、処理を急ぐあまりその手段や本来の目的を間違ってはならないという点である。すなわち、生きている企業を意図的に市場から退出させることが不良債権処理の目的になってはならない。

適正な資産査定を行い、適正な引当ないしは適切な処理を行なうことが不良債権処理の基本である。しかし、不良債権処理を適正に行なっても、景気の悪化などによって不良債権の新規発生ペースが高まる可能性がある。不良債権問題を抜本的に解決するためには、不良債権の新規発生が続く状態から脱け出せるような経済対策を考える必要がある。

日本経済が長きにわたる低成長に甘んじ、デフレを伴う景気低迷に悩んでいるのは、不良債権問題が存在しているからだけではない。日本経済は、供給力の過剰・需要不足を背景にした巨大な需給ギャップ、潜在成長率の低下、さらには企業の海外移転に象徴される国際競争力の低下など、極めて多くの深刻な問題を抱えている。不良債権問題には、こうした多くの問題の結果として生じているという側面がある。不良債権問題を解決することは重要であるが、不良債権をひたすら処理し続ければ不良債権問題が解決するというわけではない。また、不良債権問題を解決すれば、日本経済が抱えるすべての問題が解決するというわけでもない。不良債権問題をもたらしめている経済環境を変えていくことがより重要であり、そうした努力の継続によってはじめて、不良債権問題も解決に向かうであろう。